



# 中村会計だより5・6月号

## 事業承継税制

平成30年度の税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正されました。

事業承継税制は、後継者が非上場会社の株式等を贈与や相続等により取得した場合に、その非上場会社の株式等の贈与税や相続税の納税を猶予する制度です。平成30年税制改正では、これまでの制度を改良し、対象株式数を100%、相続時の評価額を100%に拡大し、雇用確保要件の実質撤廃など10年間の措置として特例事業承継税制として創設されました。

### < 1 . 株式を贈与するまで >

特例事業承継税制の適用を受けるには、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに都道府県に「**承継計画**」を提出します。その計画に記載された内容に従って後継者教育、会社の経営改善等を行い、取引先や金融機関などの外部に対しても周知を行います。そして先代経営者は代表権を返上して、後継者が代表者に就任するなど適用を受けられる要件をすべて満たした上で、先代経営者は平成39年12月31日までに株式を後継者に一括して贈与します。

### < 2 . 認定を受ける >

会社は、先代経営者が後継者に株式を贈与した翌年の1月15日までに都道府県に必要書類をそろえて申請書を提出します。書類を審査して適用要件を満たしていれば会社に対して「**認定書**」を交付してくれます。

### < 3 . 贈与税の申告書の提出 >

株式の贈与を受けた後継者は、会社が交付を受けた認定書を添付して贈与を受けた年の翌年3月15日までに、非上場会社の株式等の贈与税の納税猶予の適用を受けるための贈与税申告書を所轄の税務署に提出します。

### < 4 . その後の手続き >

贈与税の納税猶予の適用を受けた後は、特例経営承継期間である贈与税の**申告期限から5年間**は毎年都道府県に報告書を提出し、税務署には届出書を提出しなければなりません。

また先代経営者が死亡した場合、死亡の日の翌日から8か月以内に、会社は都道府県に対して贈与税から相続税への切替確認の手続きをします。要件を満たしていれば「**確認書**」が交付されます。相続人は相続税の提出期限までに切替確認書を添付して、非上場会社の株式等の納税猶予を適用した相続税の申告書を所轄の税務署に提出します。

事業承継税制は平成21年に創設されましたが、適用の要件が厳しく、使い勝手があまりよくないものでした。今回の税制改正で適用の要件が緩和され、使い勝手がよくなりました。とはいえ、書類作成に時間はかかりますので、計画的に進めていく必要があります。



# 賞与に対する社会保険料・源泉所得税

通常の給与と同じように賞与からも社会保険料と源泉所得税を差し引きます。しかし、計算方法は給与と少し異なる部分がありますので、ここで紹介します。

例 賞与を 215,500 円支給した場合

**健康保険料**  $215,000(1) \times 9.77\%(2) \times 1/2 = 10,502.75$   
(1 千円未満切り捨て) 10,503(50 銭超える場合切り上げ)  
(2 介護保険該当の方(40 歳以上 65 歳未満)は 11.34%)

**厚生年金**  $215,000(1) \times 18.3\% \times 1/2 = 19,672.5$   
19,672(50 銭以下切り捨て)

**雇用保険料**  $215,500 \times 3/1000 = 646.5$  647(50 銭以上切り上げ)  
(建設業は 4/1000)

**源泉所得税**  $215,500 - 30,822(\text{社会保険料計}) = 184,678$   
 $184,678 \times 8.168\%( ) = 15,084(1 \text{ 円未満切り捨て})$

賞与の源泉所得税は「賞与に対する源泉徴収額の算出率の表」の「前月の社会保険料等控除後の給与等の額」と「扶養親族等の数」から求めた率を乗じた金額です。

手取り金額  $215,500 - (30,822 + 15,084) = 169,594$  となります。

## 災害時の税務について

雑損控除と火災保険金の取り扱い

雑損控除とは・・・自身の資産について災害や盗難などによって被害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除の一種です。控除を受けるには**確定申告が必要**です。(罹災証明・盗難届等が必要です。)

雑損控除の対象になる資産・・・生活に通常必要な資産であること。

雑損控除の対象になる損害の原因

1. 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然災害の異変による災害
2. 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
3. 害虫などの生物による異常な災害
4. 盗難
5. 横領

火災の損害・・・火事の際隣家を延焼させた損害については「失火の責任に関する法律(失火法)」により火元に故意または重大な過失がないかぎり、賠償しなくてもよいことになっています。